

総合的有害生物管理（IPM）業務発注のための仕様書見本

（虫とカビの両方が問題である場合）

この仕様書は〇〇館における文化財の総合的有害生物管理（IPM）業務を実施するために必要な事項を定めるものである。この仕様書に記載のない事項については、〇〇館の長（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が協議して決定する。

（1）委託者

〇〇〇館

（2）委託場所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇館（（例）RC造、地上〇階、地下〇階、〇〇年竣工、延床面積〇〇m²）

（3）業務実施箇所

（例）

IPMのゾーン	場所（添付図面を参照）
文化財保管区画（重要区画）	書庫、収蔵庫、展示室
文化財移動区画（要注意区画）	閲覧室、一時保管庫、荷解場、写真室
一般区画（緩衝区画）	エントランス、事務室

（4）目的

〇〇館における虫とカビによる被害を防止するために、考えられる有効で適切な技術を合理的に組み合わせて使用し、資料のある場所では文化財害虫がいないことと、カビによる目に見える被害がないことを目指して、建物内の有害生物を制御し、その水準を維持することを目的とする。

（5）対象とする有害生物

文化財害虫（「建築物衛生法」で対象とする衛生害虫とは異なる）

カビ

（6）業務委託期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

（7）業務実施者

業務実施責任者には文化財IPMコーディネータの有資格者があたるものとする。ただし殺虫・殺菌燻蒸処理を行う際には、文化財虫菌害防除作業主任者（および酸化プロピレン又は酸化エチレンを使用する場合は、労働安全衛生法に定める特定化学物質等作業主任

者)の資格を持つ者が作業責任者となること。

(8) 業務内容

館内の資料に被害を及ぼす恐れのある文化財害虫とカビに対する調査、IPMメンテナンスおよび被害予防のためのコンサルティング(殺虫・殺菌処置を含む)。

ア、文化財害虫による被害の予防対策

- ① 年〇回、指定された場所(添付図面を参照)で、目視観察と粘着トラップ*による文化財害虫の生息調査を実施し、結果を分析して報告する。
- ② 新規に搬入する資料や貸借資料などに対して殺虫処理が必要な場合、あるいは調査の結果、文化財害虫の発生や外部からの侵入が確認または懸念された場合には、エに述べるとおり、乙は甲に所見を加えて必要な処置を提案する。

イ、カビによる被害予防対策

- ① 年〇回、指定された場所(添付図面を参照)でカビの調査を実施し、結果を分析して報告する。調査は目視調査および空中浮遊カビ調査法**を用いる。
- ② 搬入する資料や貸借資料などに対して殺菌処理が必要な場合、あるいは調査の結果、カビによる汚染が確認または懸念された場合には、エに述べるとおり、乙は甲に所見を加えて必要な防除処置を提案する。

ウ、IPMメンテナンス(現状調査と清掃)***

- ① 年〇回、指定された場所(添付図面を参照)を指定された方法で清掃する。実施にあたっては事前のモニタリングと打ち合わせ、事後のモニタリングと報告書の作成を行う。
- ② †展示室、収蔵庫、一時保管庫など資料のある区画では資料に対して危険がないよう、最大限の注意を払うこと。そのために作業に当たっては補助者が付くことが望ましい。
- ③ †展示室、収蔵庫、一時保管庫などでは館員の立ち会いの下、作業を行うこと。また資料には直接触れないように注意し、もし資料を移動する必要がある時には館の学芸員に作業を依頼する。
- ④ ††甲が指定する場合は、指定された場所のダスト(塵埃)調査を行う。その結果、虫の死骸等が発見された場合には、その数や種類、ダストを採取した場所等を記録し、甲に報告する。文化財害虫による被害が懸念される時は、エに述べるとおり、乙は甲に所見を加えて必要な対策を提案する。

エ、虫菌害防除のためのコンサルティング

アからウに述べたように、虫やカビによる汚染が確認または懸念された場合には、乙は甲に必要な防除処置を提案し、本契約の予算に含まれる防除処置については甲の承諾を得た上で実施する(注)。また上記に述べた調査及び防除処置の提案に限らず、

乙は甲に対して建物内全般について、文化財の有害生物の制御と適切な水準を維持するためのアドバイスをし、そのための協議を行う。

(9) 業務報告書

乙は〇月〇日までに下記の項目を含む業務報告書を甲へ提出する。ただし殺虫・殺菌燻蒸処理については「文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書」に従って報告書を作成して提出する。

- ① 委託者名と所在地
- ② 受託者名と所在地
- ③ 業務実施箇所の見取り図
- ④ 調査及び作業の年月日
- ⑤ 作業者名簿（文化財IPMコーディネータ等の資格保持者を明記する）
- ⑥ 調査及び作業結果
- ⑦ 結果の分析と所見

(10) その他

本仕様に記載のない事項については、甲と乙が協議して定める。

(注1) 本契約の予算で乙が行う防除処置は、開口部隙間からの文化財害虫の侵入防止、防虫剤の設置、小範囲の資料や壁面・棚等に発生したカビの除去（カビ払い***）と消毒用エタノールによる殺菌処置、関係する区画の除菌清掃および燻蒸庫（またはテント）を用いた小規模のガス燻蒸処理〇回とするが、ガス燻蒸処理については調査結果を基に予算内で下記にあげる処置の中から、館の状況に応じてより有効な防除処置を選択して振り替えることができるものとする。その際に適用する手法は事前に、館の文化財IPMコーディネータ有資格者の意見を参考にして、甲と乙が協議した上で決めるものとする。

（選択できる防除処置）（例）

小規模の包み込み処理（ガス燻蒸処理・二酸化炭素処理・低酸素濃度処理）、低温処理、文化財施設用忌避剤の散布、虫・カビの除去を目的とする徹底的なIPMメンテナンス

(注2) 殺虫・殺菌燻蒸処理を行う際には、公益財団法人文化財虫菌害研究所が認定する薬剤を用いて「文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書」に従って行う。また同研究所のテストサンプルを用いて処理効果の判定を行い、燻蒸処理報告書に添えて効果判定書を提出すること。

(注3) 国や地方公共団体から指定された資料にカビが発生し、そのカビを除去する必要がある場合には、甲は指定している地方公共団体の教育委員会または文化庁とあらかじめ相談する。

(注4)本契約に含まれない大規模の殺虫・殺菌燻蒸処置等の必要が発生したときは、甲は別途、仕様の提案を受け、それに係る費用の見積を取ることもある。

参考のための注釈

- * 必要に応じてフェロモントラップを用いることもある。トラップは部屋の四隅や壁沿いに、3～10m 間隔で配置し、2週間から1ヶ月程度の期間設置する。
- ** 目視以外の調査を行う際に方法を指定する。空中浮遊カビ調査法ではカビ数は空気の吸引量1m³に換算して評価する。調査の際には比較のために室内だけでなく外気の測定も行う。空中浮遊カビ調査法以外には、落下カビ調査法や付着カビ調査法がある。
- *** IPMメンテナンス（現状調査と清掃）の用具や方法、カビ払いについては公益財団法人文化財虫菌害研究所の「文化財IPMの手引き」を参考にする。
- † 図書館等では、作業にあたって補助者を用いたり、資料移動を職員に依頼したりする必要がないこともある。
- †† 収蔵庫等、重要な場所では、メンテナンスの際に採取したダストを調べ、虫の生息状況について詳しい調査を行うことがある。